



SETOUCHI

平成19年5月号

No.578

広報

せとうち



4月6日、町内各地の小学校で入学式が行われ、116人の児童が仲間入りしました。

今月の主な記事

- 平成19年度施政方針（No. 2） P 2
- 財政状況等一覧表 P 5
- 保健福祉課から P 6
- 図書館から P 7
- 消防組合から P 8
- お知らせ P 9
- まちのわだい P 12
- 戸籍の窓 P 14

人口のうごき

平成19年4月1日

| | | |
|-----|--------|---------|
| 総人口 | 10,620 | (- 247) |
| 男 | 5,063 | (- 121) |
| 女 | 5,557 | (- 126) |
| 世帯数 | 5,504 | (- 101) |

カッコ内は前月との比較

発行・瀬戸内町役場 編集・企画課 ☎ 0997-72-1111
瀬戸内町ホームページ <http://www.amami-setouchi.org>
瀬戸内町特産品販売組合「ゆりどろ」 <http://www.yuridoro.com>

平成19年度施政方針

No.2

保健福祉について

(生活環境整備について)

現在、地球温暖化等の問題も含め地球環境の限界が顕在化し様々な異常気象が指摘される時代となつてきています。

このような時代に、本町におきましても地域社会の環境保全を図りつつ生活環境のよりよい向上を目指すことは、最も喫緊の重要な課題となつております。その中で課題の一つとなつている一般廃棄物処理施設等の諸整備につきましては、平成18年度事業で作成した「瀬戸内町循環型社会形成推進地域計画書」の構想を基に実施に向けて取り組んで行きたいと思います。

その場合、財政状況等も勘案しつつ様々な補助事業を導入し着手できるものから段階的に推進する考えであります。また、現在実施している一般家庭等から排出されるごみ等の分別収集を徹底し、資源ごみ（アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・段ボール・新聞・雑誌チラシ）等の、リサ

イクルへの取り組みをより積極的に行なうとともに、生ゴミ処理機・コンポスト等の普及を図り生ごみの堆肥化・減量化を奨励し、ゴミの減量化を進めてまいります。

その他に、諸処理施設設備が整い稼動するまでに、ごみ減量化の更なる推進を図るために、人口密集地における分別・資源ごみ等の収集方法や「広報・啓発・指導」体制の強化を図るべく他市町村の取り組み方や動向を調査・研究し検討してまいります。

また、平成18年度中に協議を進めてまいりました、大島地区衛生組合への正式加盟若しくは単年度契約であつた一般廃棄物処分委託契約の複数年継続化への見直しについて年数や起債等の償還完了が目前であり、これまでの各市町村の負担金割合の兼ね合いから、現時点での正式加盟は留保し、数年内に始まる新焼却炉の建設設計画時に正式加盟を求めてまいります。

単年度契約している一般廃棄物処分委託契約については、条項を追加し新焼却炉ができるまでの間は、複数年継続契約でおこなうと言う合意ができました。

また導入が検討されておりました、ごみ袋の有料化につきましては、奄美群島環境衛生連絡協議会の中に、大島本島地区市町村だけで構成する協議会を作り、平成21年度実施に向けて審議していく予定であります。一昨年より施行された自動車リサイクル法に基づく再資源化を行なうため、使用済自動車の海上輸送費の8割を限度に搬出支援負担を行なう、出えん金制度として離島対策支援事業が平成17年10月1日から開始されているところであります。

本年も引き続き、不法投棄車両や放置車両の削減対策として昨年設置しました「奄美大島自動車リサイクル促進協議会」等と協働して離島対策支援事業を実施していきます。町民に不快感を与えるヤンバルトサカヤスデ対策としてのヤステ駆除剤の購入金額の半額を、平成17年度より受益者に負担していただきています。平成18年度の発生報告件数は減少しておりますが本年度も同様の措置をとらせていただきました。

生活汚泥排水処理対策としては、快適で清潔な生活环境の保全を図るため、これまで古仁屋市街地の公共下水道事業基本計画の策定及び当該地域住民意識調査等の事

業に取り組んできたところであります。今後は、この策定された基本計画を基に国県等の関係機関と実施に向けた話し合いを行うと共に、平成19年度事業として、終末処理場の跡地のダイオキシン調査を行ない、具体的なダイオキシン除去費用を算出し解体・撤去予算の削減に努めます。また、この事業の実施に向けましては町民並びに関係機関のご理解、ご協力を得ながら、平成20年度の実施に向け努力してまいります。農業集落排水処理事業区域外の集落の快適な生活環境の整備を図るため、合併処理浄化槽の整備・普及に向け、より一層推進してまいりたいと考えています。

上下水道施設については、前年度に引き続き老朽管の更新を進めています。簡易水道施設についても、前年度に引き続き加計呂麻西部簡易水道、実久地区の整備を行い、安全で安心な水の供給に今後も一層努めてまいります。また、水の安定供給並びに農業用水の確保の観点からも「多目的」ダムが必要だと思いまので、前年度に引き続き推進してまいります。

(住宅整備について)

本町の住宅事情としては、近年急速に進んでいる高齢化への対応や既設住宅の老朽化

に伴う建て替えなど、重点施策の一環として整備を進めているところであります。そのなかで、船津住宅（コーラルタウン船津）建替事業は、県と一体化した事業で、既設住宅73戸解体し、県営住宅2棟の40戸（内シルバー1戸9戸）、町営住宅2棟の44戸（内シルバー1戸16戸）の合わせて4棟84戸（内シルバーハウス1戸25戸）の建て替えを計画しております。

県営住宅40戸については、すでに入居済みであり、3期工事の町営住宅1棟20戸についても完成し、従前居住者の入居を進めているところであります。

また、4期工事の1棟24戸についても、既に発注済みであります。19年度末の完成に向けて、工事も円滑に進められており、今後も「快適で住み良い生きがいのあるまちづくり」を目指し住環境の整備に努めています。

また離島3島（加計呂麻島・請島・与路島）については、引き続き特定離島ふるさとおこし推進事業の定住促進住宅を整備し、島に定住を希望する若年層やU・Iターン者を積極的に受け入れ、人口の定着化と学校存続を含めた集落の活性化を図つてまいります。

保健医療分野においては、

町営のへき地診療所へ医師1名の増員を図り機能を高め、

巡回診療業務の充実に努めてまいります。また、古仁屋市街地周辺に位置する医療機関並びに消防組合等との連携を深め、緊急医療体制の充実に努めてまいります。

近年生活習慣病対策が健康を維持する上で最も重要なことをとして位置づけられておりますので、ヘルスアップ事業や保健指導等を通じ、生活習慣病の予防を図るとともに各種健診の受診率向上に努め、健事業、精神保健事業を推進し、思春期の保健対策の強化や、より効果的で安全な予防接種の実施に努めるなど、保健活動の充実を図つてまいります。

本地域が持つ、長寿と子宝に関する資源活用を目的とした取り組みとして、県の「あまみ長寿・子宝プロジェクト事業」が推進され、要因となる検証結果や長寿・子宝のまちづくり人材育成の成果が出されております。本年度においては、検証結果の活用方策やまちづくり組織の活動に対する支援を引き続き推進してまいります。

(社会福祉について)

高齢者福祉対策については、核家族化、高齢化率が進行す

る中において、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯は増加しております、その福祉ニーズは年々高まってきておりま

ります。このように中において、4月から庁舎内と特別養護老人ホーム「加計呂麻園」内に設置される2箇所の地域包括支援センターを拠点として介護予防対策、介護支援対策さらには地域支援事業を推進してまいります。また、民生委員、その他ボランティア団体等との協力を得ながら、

在宅単身の病弱な高齢者の方の「見守り活動」を展開してまいります。

障害者福祉対策については、障害者が住みなれた地域で生활できるような支援体制の整備と、障害者を介護する家族の負担軽減につながる居宅介護等（ホームヘルプサービス）、短期入所事業（ショートステイ）、デイサービス事業体制の整備、充実に努めてまいります。

児童福祉については、少子化対策として、家庭の最も重要な役割の一つである子育て支援をするため、基本的な施設としての保育所を中心とした保育サービスの充実を図るための施策を推進してまいります。

また、改定された児童福祉法に基づいた要保護児童への支援や家庭・児童問題への対応についても、

策を推進してまいります。

教育について

まず学校教育の充実として、

子どもたち一人ひとりに「確かな学力」・「豊かな心」・「健

やかな体」を育むとともに、「確かな学力」・「豊かな心」・「健

やかな体」を育むとともに、「確かな学力」・「豊かな心」・「健

やかな学力」を育むとともに、「確かな学力」・「豊かな心」・「健

「島唄・島口・きゅら島運動」などの充実を図ります。

また、「心の教育の日」、「いじめ問題を考える週間」等を設定し、いじめのない学校、いじめを許さない人づくりを推進します。

「健やかな体」を育むためには、教科体育の一層の充実、運動部活動の振興や、運動の機会の少ない子ども達に親しめるような生涯スポーツの奨励などに取り組みます。また

障害のある子どもの教育「特別支援教育」について、本人

や保護者の教育に対するニーズや、地域の実情を踏まえた取り組みに努めてまいります。

その外、学力や体育の疎外要因となつている基本的生活習慣の欠如についても、学校と家庭が一体となつて、国民運動「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進していきます。

「信頼される学校づくり」では、「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」をはじめ、地域住民の参画による学

校づくりに努めます。極小規模校の多い本町では、地域を挙げて取り組む学校行事も多く、信頼関係が特に求められます。

教職員の資質の向上は、極めて重要です。教師としての使命感や子どもへの愛情、豊かな専門性と情熱、高い倫理観などを常に求め、研鑽を積

学校において、大島教育事務所研究指定校の「基礎学力定着」を目指した研究公開を実施し、本町の児童数約7割を占める中心校の役割を果たしていくとともに、中学校・高校への波及効果をねらってまいります。

学校教育は、学校の教育力

「学校力」及び教師の力量

「教師力」を培いながら、子どもたちの豊かな「人間力」の養成を図ることを基本的な目標とします。

このような時代の流れを読

みながら、先ずはしっかりと足元を固め、瀬戸内町の学校教

徳教育、特色ある学校や豊かな地域社会の内外を通じた奉仕・体験活動や読書活動

社会性を育むために、学校と家庭、地域社会が一体となつて、郷土教材を取り入れた道

理観と、公共心や他人を思いやる心などの豊かな人間性や

やる気などの豊かな人間性や目標とします。

このように時代の流れを読

みながら、先ずはしっかりと足元を固め、瀬戸内町の学校教

徳教育、特色ある学校や豊かな地域社会の内外を通じた奉

仕・体験活動や読書活動

「島唄・島口・きゅら島運動」などの充実を図ります。

また、「心の教育の日」、「いじめ問題を考える週間」等を設定し、いじめのない学校、いじめを許さない人づくりを推進します。

「健やかな体」を育むためには、教科体育の一層の充実、運動部活動の振興や、運動の機会の少ない子ども達に親しめるような生涯スポーツの奨励などに取り組みます。また

障害のある子どもの教育「特別支援教育」について、本人

や保護者の教育に対するニーズや、地域の実情を踏まえた取り組みに努めてまいります。

その外、学力や体育の疎外要因となつている基本的生活習慣の欠如についても、学校と家庭が一体となつて、国民運動「早寝、早起き、朝ごはん」運動を推進していきます。

「信頼される学校づくり」では、「地域が育む『かごしまの教育』県民週間」をはじめ、地域住民の参画による学

校づくりに努めます。極小規模校の多い本町では、地域を挙げて取り組む学校行事も多く、信頼関係が特に求められます。

教職員の資質の向上は、極めて重要です。教師としての使命感や子どもへの愛情、豊かな専門性と情熱、高い倫理観などを常に求め、研鑽を積

み実践に励み、保護者や町民の期待に応えなければなりません。

幼児教育については、幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であることを踏まえ、幼稚園と家庭の緊密な連携のもとに、幼児にふさわしい心身ともに健やかな「生きる力の基礎」を培つてまいります。今後は幼保二元化も、児童生徒の健康と安全の視点に立って、学校施設の整備について財政が許す限り、整備

を図つてまいります。

古仁屋高校の支援活動については、地元古仁屋高校を「本町の義務教育の一環」という観点にたって、これまでの部活動活性化助成、生徒通学費等補助、海外修学旅行助成、そして瀬田良市人材育成奨学金事業などに加え、今年度は、新たに瀬田良市大学入学一時金貸付基金を設置し、なお一層の本町の最高学府として位置づけ、引き続き支援ををします。

(社会教育について)

昨年12月に成立した「教育基本法」の改正に伴い、新設された「生涯学習の理念」から、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたつてあら

ゆる機会、場所において学習することができる、その成果を生かすことのできる社会の実現を図ることを目標に、町民の学習意欲に応えられるように努めてまいります。

その推進にあたつては、図書館・郷土館や中央公民館・分館等の施設設備の整備を行なうとともに、学校施設の利

用、学習の機会及び情報の提供などを進めるために、人材育成と指導者養成と活用に努めてまいります。なお、今年度は節子分館の整備を行い、集落民の要望に応えていきたいと考えております。

町内の貴重な文化財や歴史的遺産を後世に守り伝えるとともに、奄美群島の「世界自然遺産」への登録を念頭におき、広範囲に生息する希少野生動植物の保護に努めてまいります。

町内に数多く残っている、戦跡を保存活用するための調査を引き続き行ない、文化的景観の選定についても、調査研究を進めています。

また、各集落で継承されてきた島口、島唄や八月踊りの保存伝承活動を継続し、埋蔵文化財については、公共工事等を加味しながら、事業実施課との連携を密にし、適時に対応してまいります。

昨年度末、町政施行50周年を記念して、永年にわたり準

備を進めてまいりました、「瀬戸内町誌歴史編」がようやく完結いたしました。今後は、町民が郷土の歴史について深い関心と愛着がもてるよう、社会教育諸行事への活用はもとより、各界各方面への啓発を行い、本町への関心が一層高まるよう努力してまいります。

町民の健康づくりやスポーツに対するニーズに応えるため、「町民一人1スポーツ」を一層推進し、生涯スポーツの振興・充実に努めます。さらに、体育協会や各地区の体育指導員との連携を図り、今年も町民総参加のスポーツイベント「チャレンジデー2007」の実施や町民体育大会等の開催に努めるとともに、総合型地域スポーツクラブの設立に向けての諸準備、清水公園体育施設や学校体育施設の開放を利用し、競技力の向上、体力づくり、生涯スポーツの推進に努めています。

青少年を取り巻く厳しい社会環境のなか、改正教育基本法により新設された「学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力」を推進し、体験活動やふれあい・交流活動の充実に努めています。

また、放課後子どもプランの創設に伴い、子ども達による集団・交流活動や様々なボランティア活動、特色ある文

化体験活動などの促進を通して、地域の教育力の再生を、引き続き図つてまいります。

今私達の町は、内外から大きく注目されています。また、時代も、クロマグロやキビ酢等の本町の素材に眼差しを注ぎ始めています。町もそれに応える施策を開拓していくかなりの推進は、自立自興の道ある「ひとつづくり・まちづくり」の推進は、歩む本町にとって、極めて重要な課題であります。

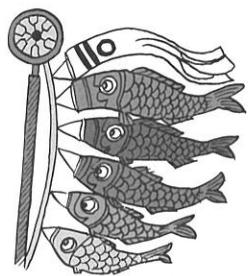
その大きな役割を担う自治会の活動を支援するため、継続してモデル地区を指定して、活動の充実を図り、子ども会活動のモデル地区とも連携を取りながら、地域ぐるみの活動を推進してまいります。

昨年は、瀬戸内町町制施行50周年を記念して様々な記念事業が盛大に行なわれ、町民や本土郷友会などから多数の方々が集まり、50周年の節目の年を祝いました。

私達はこの記念すべき年を

ある方が、私たちの町は可能性の光を輝かせ、南の拠点として、明日に向かってチャレンジしていく覚悟であります。

19年度は、いよいよこれまでの素材を活かす年度です。町民と瀬戸内町のこれからを思い、新たな一步を踏み出し、可能性の光を輝かせ、南の拠点として、明日に向かってチャレンジしていく覚悟であります。



しの島づくりに渾身の努力を傾注してまいりたいと思います。

今私達の町は、内外から大きく注目されています。また、時代も、クロマグロやキビ酢等の本町の素材に眼差しを注ぎ始めています。町もそれに応える施策を開拓していくかなりの推進は、歩む本町にとって、極めて重要な課題であります。

財政状況等一覧表（平成17年度）

1 一般会計及び特別会計の財政状況（主として普通会計に係るもの）

(百万円)

| | 歳 入 | 歳 出 | 形式収支 | 実質収支 | 地方債現在高 | 他会計からの繰入金 | 備 考 |
|------------|-------|-------|------|------|--------|-----------|--------------|
| 一般会計 | 8,505 | 8,255 | 250 | 245 | 14,614 | 1 | 基金から424百万円繰入 |
| 特別会計 | | | | | | | |
| 巡回診療施設特別会計 | 343 | 328 | 15 | 15 | 110 | 53 | |
| 普通会計 | 8,795 | 8,530 | 265 | 245 | 14,724 | 1 | 一般 + 巡回 |

2 1以外の特別会計の財政状況（公営事業会計に係るもの）

(百万円)

| | 総 収 益 (歳入) | 総 費 用 (歳出) | 純 損 益 (形式収支) | 不 良 債 務 (実質収支) | 地 方 債 現 在 高 | 會 会 計 か ら の 繰 入 金 | 備 考 |
|--------------------------|---------------|---------------|-----------------|-------------------|-------------|-------------------|--------|
| 水道事業会計 | 144 | 161 | △17 | - | 1,082 | 0 | 法適用企業 |
| と畜場事業特別会計 | (歳入) 2 | (歳出) 2 | (形式収支) 0 | (実質収支) 0 | - | 0 | 法非適用企業 |
| 古仁屋港上屋事業特別会計 | (歳入) 0 | (歳出) 0 | (形式収支) 2 | (実質収支) 2 | - | - | 法非適用企業 |
| 船舶交通事業特別会計 | (歳入) 271 | (歳出) 278 | (形式収支) △29 | (実質収支) △29 | 325 | 27 | 法非適用企業 |
| 簡易水道事業特別会計 | (歳入) 358 | (歳出) 346 | (形式収支) △122 | (実質収支) △122 | 885 | 34 | 法非適用企業 |
| 農業集落排水事業特別会計 | (歳入) 25 | (歳出) 24 | (形式収支) 1 | (実質収支) 1 | 258 | 20 | 法非適用企業 |
| 老人保健特別会計 | (歳入) 1,880 | (歳出) 1,824 | (形式収支) 56 | (実質収支) 56 | - | 105 | |
| 国民健康保険特別会計 (事業勘定) | (歳入) 1,211 | (歳出) 1,651 | (形式収支) △440 | (実質収支) △440 | - | 87 | |
| 国民健康保険特別会計 (直営診療施設勘定) | (歳入) 18 | (歳出) 14 | (形式収支) 4 | (実質収支) 4 | 8 | 4 | |
| 介護保険特別会計（事業勘定） | (歳入) 1,112 | (歳出) 1,080 | (形式収支) 32 | (実質収支) 32 | - | 150 | |

(注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。

2. 不良債務が～百万円となるときは、「△～」と表記している。

3 関係する一部事務組合等の財政状況

(百万円、%)

| | 歳 入 (総収益) | 歳 出 (総費用) | 形式収支 (純損益) | 実質収支 (不良債務) | 地 方 債 現 在 高 | 当該団体の負担割合 | 備 考 |
|--------------------|--------------|--------------|---------------|----------------|-------------|-----------|--------|
| 県市町村議会議員公務災害補償等組合 | 4 | 3 | 1 | 1 | - | 1.6 | |
| 県市町村職員退職手当組合 | 13,890 | 13,766 | 124 | 124 | - | 2.9 | |
| 県市町村非常勤職員公務災害補償等組合 | 47 | 23 | 24 | 24 | - | 1.8 | |
| 県市町村自治会館管理組合 | 287 | 215 | 72 | 72 | - | - | 直接負担金無 |
| 奄美自治会館管理組合 | 15 | 13 | 2 | 2 | - | 10.9 | |
| 奄美群島広域事務組合 | 282 | 275 | 7 | 7 | - | 8.0 | |
| 奄美大島地区介護保険事務組合 | 65 | 61 | 5 | 5 | - | 13.0 | |
| 県離島緊急医療対策組合 | 23 | 21 | 2 | 2 | - | 1.5 | |
| 大島農業共済事務組合 | 155 | 152 | 3 | 3 | - | 9.2 | |
| 大島地区消防組合 | 1,725 | 1,717 | 8 | 8 | 349 | 16.4 | |
| 県町村消防補償等組合 | 454 | 453 | 1 | 1 | - | 1.2 | |
| 県市町村交通災害共済組合 | 180 | 171 | 9 | 9 | - | - | 直接負担金無 |

4 第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(百万円)

| | 経常損益(千円) | 資本又は正味財産(千円) | 当該団体からの出資金(千円) | 当該団体からの補助金(千円) | 当該団体からの貸付金(千円) | 当該団体からの債務保証に係る債務残高 | 当該団体からの損失補償に係る債務残高 |
|------|----------|--------------|----------------|----------------|----------------|--------------------|--------------------|
| 該当なし | - | - | - | - | - | - | - |

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を記入している。

5 財政指標

| | | | |
|---------|------|--------|------|
| 財政力指数 | 0.15 | 実質収支比率 | 5.0 |
| 実質公債費比率 | 19.1 | 経常収支比率 | 97.8 |

(注) 実質公債費比率は、平成18年度の起債協議等手続きにおいて用いる平成15年度から平成17年度の3カ年平均である。

「きゅら島きらめきスクール」に参加してみませんか！

保健福祉課では、生活習慣病予防のため、国民健康保険加入者の40歳～65歳でメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の診断基準に当てはまる人を対象に、平成19年度「きゅら島きらめきスクール」を実施致します。

「きゅら島きらめきスクール」は、健康で生き生きした生活を送るために、日常生活の中に運動を取り入れ、バランスの取れた食生活の見直しなど、生活習慣改善を目指し、一人ひとりをサポートする教室です。

- ◎ 実施期間：平成19年9月～11月（3ヶ月間）
- ◎ 運動教室：月6回・栄養教室：月1回
 - ・渡連の浜でのタラソテラピー教室・中央公民館での運動教室・栄養講話・調理実習

- ◆ 診断基準：下記の診断基準に該当する人が対象となります。

腹囲 男性：85cm以上 女性：90cm以上又はBMI25.0kg・m²以上
の人で、以下のいづれか該当する人



- ① 高血糖：空腹時血糖100mg/dl以上
- ② 高脂血症：中性脂肪150mg/dl以上又は、HDLコレステロール40mg/dl未満
- ③ 高血圧：収縮期血圧130mmHg以上又は、拡張期血圧85mmHg以上



この機会に、チャレンジしてみませんか！

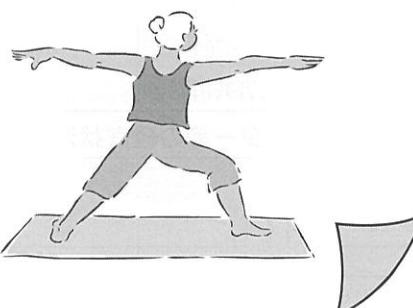
「きゅら島きらめきスクール」の説明会を下記日程で開催致しますので、いづれか都合の良い時間にお越し下さいますようご案内申し上げます。

「きゅら島きらめきスクール」説明会

期 日：平成19年5月25日（金）
時 間：午前の部 10時～11時
午後の部 5時30分～6時30分

会 場：瀬戸内町中央公民館ホール

対象者：国民健康保険加入者で診断基準に該当する方



問合せ先：町役場 保健福祉課保険給付係 担当 信島 ☎ 72-1068

* なお、「きゅら島きらめきスクール」の参加申込み用紙は、保健福祉課保険給付係に備えてあります。

図書館からのお知らせ

図書館は 赤ちゃんからご高齢の方まで
どなたでも 無料で利用できます。



図書館への道のい

～～瀬戸内町立図書館 利用案内～～

【開館日時】

- ★火～土曜日…………午前9時～午後7時
- ★日曜日・祝日…………午前9時～午後5時
- ★休館日は月曜日（祝日を除く）、土・日曜
・祝日を除く毎月1日（資料整理のため）です。

【移動図書館『かけはし号』】

- ★移動図書館車が2週間ごとに約45箇所を巡回
しています。「となりのトトロ」の音楽が『かけ
はし号』の合図です。本館と同じように利
用できます。

【本を借りるとき】

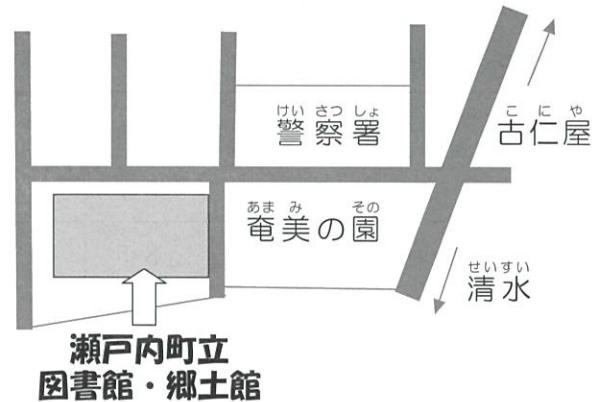
- ★利用者カードが必要です。初めての方は、カウンターで申込手続きをしてください。
- ★図書館の資料（本・雑誌・CD等）は、『かけはし号』での利用も合わせて、全部で5点まで、
(CDは3点まで、中学生以上) 借りることができます。
- ★貸出期間は、2週間です。

【本を返すとき】

- ★図書館・『かけはし号』で返却できます。図書館が休館の時は、玄関横の返却ポストに入れて
ください。また役場1階正面階段の横の返却ポストもご利用ください。

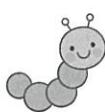
【その他】

- ★本の貸出予約や、図書館にない本をリクエストすることができます。
- ★本の案内・相談や、いろいろな調べごとのお手伝いをします。
- ★おはなしのグループや学校などの団体にむけて、エプロンシアター・パネルシアターなどの貸
し出しを行っています。
- ★毎月第4土曜日午前10時から『おはなしのじかん』、毎週土曜日午後2時から『こども映画会』
を開いています。どなたでも参加していただけます。
- ★拡大鏡・老眼鏡を用意し、必要な方にお貸ししています。
- ★進路・子育て支援など、いくつかのコーナーを設けています。また、高齢者や視力に障害をお
持ちの方へ、大活字本のコーナーがあります。



瀬戸内町立
図書館・郷土館

図書館は 町のみんなの
本棚です。お気軽に
お立ち寄りください。



大島地区消防組合瀬戸内分署からのお知らせ

近年、全国的に救急件数は増加の一途を辿っている中、大島地区消防組合瀬戸内分署も年々増加の一途を辿っています。さらに多種多様化する環境の中で救急車・資器材などの充実が求められ、地域住民のニーズに応えるために瀬戸内町では、瀬戸内分署に救急救命士2名を誕生させ、現在1名が北九州研修所へ派遣されており、さらに今年9月には1名兵庫県消防学校救命士科へ派遣されます。将来的には救急救命士4名体制で瀬戸内管内の高度医療救急体制の強化を図っていきたいと思います。

救急件数（平成14年～平成18年）

瀬戸内分署・加計呂麻分駐所

| | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 瀬戸内分署 | 607 | 709 | 645 | 747 | 770 |
| 加計呂麻分駐所 | 85 | 80 | 75 | 83 | 102 |
| 計 | 692 | 789 | 720 | 830 | 872 |

救急件数（平成14年～平成18年）

☆大島地区消防組合他の分署・分駐所の救急出場件数

| | 14年 | 15年 | 16年 | 17年 | 18年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 名瀬署 | 1,705 | 1,808 | 1,774 | 1,916 | 1,884 |
| 喜界分署 | 199 | 230 | 248 | 231 | 231 |
| 笠利分署 | 283 | 344 | 346 | 332 | 381 |
| 龍郷分駐所 | 240 | 270 | 272 | 293 | 345 |
| 大和分駐所 | 80 | 77 | 77 | 80 | 70 |
| 住用分駐所 | 77 | 110 | 119 | 147 | 133 |
| 宇検分駐所 | 84 | 97 | 86 | 115 | 105 |
| 計 | 2,668 | 2,936 | 2,922 | 3,114 | 3,149 |

□ 名瀬署以外の分署・分駐所の中では瀬戸内分署が出場件数トップ。

★消防署からのお願い（救急車の正しい利用について）

近年高齢化に伴い瀬戸内分署管内でも、救急車の出場件数が年々増加傾向にあります。

救急隊は、緊急の事故や急病から住民の大切な生命を守るために、いつでも出場できるように待機していますが、救急出場要請の中には緊急を必要としない事例も多々あり、緊急車以外の車両（タクシー・自家用車）で対応できる状況もかなりあります。もし、このような事案に出場している時、他で重大な事故等が発生すると十分な対処が出来なくなってしまいます。救急車は、緊急を要するもので他に搬送する手段がない場合のみ、救急車を要請するようお願いします。



赤土流出を防止しよう それぞれの立場で努力を

瀬戸内町の沿岸海域では、各種の開発行為等に伴う河川や海域への赤土等の流出が見られ、沿岸漁業や観光、更是環境への影響が懸念されています。

赤土等流出の原因は流れ出やすい赤土という自然的要因に開発工事などの人為的行為が加わり起こるといわれています。

瀬戸内町の美しい海を子孫に残すためにも一人ひとりがそれぞれの立場で赤土等流出防止に取り組みましょう。

◎施工業者の皆さんは次のことに努めてください。

① 工事箇所に沈砂池等をつくる。土砂がたまつた

ら早めに除去する

② 工事期間は周辺部を畦

で囲う

③ 切土や盛土の法面は植生等で被覆する。

⑧ 侵食危険期（雨期等）を避けて耕耘する

⑨ サトウキビのハカマ等が沈砂池や排水路に詰まるないようにする。

④ 土取り場、土捨て場では法（のり）面保護、排水処理等の現場管理を徹底する。

⑤ 土砂を運搬するときは集落内に土を落とさない。

⑥ 掘削土、盛土材を仮置きする時はビニールシートで覆う。

◎ 農家の皆さんは農地から発生する赤土を減らすため、次のことに務めましょう。

① 傾斜地に栽培する作物は等高線栽培を実施する。

② 輪作や間作、混作を実施し、土壤の浸食を防ぐ。

③ 適度な深耕を行い、雨水の地下浸透を促す。

④ 作物に合わせて草生栽培、培養草、マルチ栽培を行う。

☆ 連絡先は生活環境課
☎ (72) 1111
(内線 142)

瀬戸内町の場合、300m²以上の開発行為（土地区画及び形質変更する行為）をする場合は、市町村土砂流出防止対策要綱に基づき、土砂流出防止計画を明らかにした施行計画書などを添付して瀬戸内町長に届け出ることが必要です。

平成9年1月より基礎年金番号が導入され、国民年金・厚生年金・共済年金等の各種年金制度間での年金加入期間が整理されました。

しかしながら、基礎年金番号になる前は、各種年金制度でそれぞれ年金加入記録を保持し、例えば国民年金期間と厚生年金期間が重なっているケースもあります。

適正な年金額を受給するには、年金額の基礎となる年金加入記録を整理する必要があります。

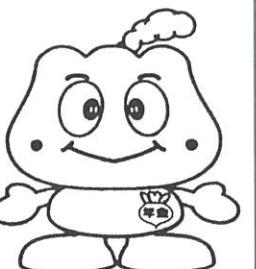
平成19年6月1日現在で第24回商業統計調査が行われます。

卸売業、小売業を営むすべての事業所（店舗）の方々、ご協力の程よろしくお願いします。

・何度も転職をされた方
・年金手帳を複数持っている方
・お問い合わせ先

瀬戸内町の場合、300m²以上の開発行為（土地区画及び形質変更する行為）をする場合は、市町村土砂流出防止対策要綱に基づき、土砂流出防止計画を明らかにした施行計画書などを添付して瀬戸内町長に届け出ることが必要です。

ねんきんコートナ



年金キャラクター
「もくもく」

商業統計調査について

前記の方以外でも、自分の加入記録を確認したい方は、勤務したことのある方、お気軽に最寄りの社会保険事務所へ来訪・電話・ファックス等でお問い合わせください。（年金加入記録の確認には年金手帳が必要になります。また、年金手帳を複数持つている方はすべての年金手帳をご用意ください。）

来訪により代理の方が年金記録を調べる場合は、本人からの委任状と代理人の身元が証明できるもの（運転免許証等）が必要になります。

社会保険事務所で年金加入記録の確認をしていただきますようお願いします。

0997-52-4341

平成19年4月1日から 児童手当制度が拡充されました

○拡充の内容

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、若い子育て世帯等の経済的負担の軽減を図る観点から、3歳未満の乳幼児の養育者に対する児童手当の額を、第1子及び第2子について倍増し、出生順位にかかわらず一律月1万円となりました。

なお、3歳以上の児童の児童手当の額、支給対象年齢及び所得制限限度額については、現行どおりです。

〈0歳以上3歳未満の児童の養育者に対する児童手当〉

(現行) (改正)

| | | | |
|---------|-------|---|--------------|
| 第1子、第2子 | 月額5千円 | → | 月額1万円(倍増) |
| 第3子以降 | 月額1万円 | → | 月額1万円(現行どおり) |

〈3歳以上(現行どおり)〉

| | |
|---------|-------|
| 第1子、第2子 | 月額5千円 |
| 第3子以降 | 月額1万円 |

施行日：平成19年4月1日(拡充後の最初の支給月 平成19年6月)

※ 今回の改正では、受給者から特段の手続きを行う必要はありません。

なお、平成19年4月から3歳未満の児童手当等の額は一律月額1万円となります。3歳到達後の翌月からは、第1子及び第2子の手当額は5千円となります。

詳しくは、瀬戸内町役場 町民課児童母子係 ☎72-1111(内線153)
(公務員の方は勤務先)にお問い合わせ下さい。

県政モニター募集

県政に対する県民の皆さんのご意見やご提案を幅広くお聴きし、今後の諸施策を進める上での参考にさせていただくため、県政アンケートモニターを募集いたします。鹿児島県をよりよくするために皆さんの声をお聴かせください。

職務 県政に関するアンケート調査への回答

任期 平成19年9月1日～平成21年8月31日(2年間)

応募資格 20歳以上の県内在住者で、県政に関心を持ち、その推進・向上に協力いただける方。
ただし、次に該当する方は除きます。

- (1) 国又は地方公共団体の議会の議員
- (2) 常勤の国家公務員又は地方公務員
- (3) 過去2期(4年)の間に連続してモニターを経験した者

応募方法 県庁広報課、県地域振興局本庁舎・支庁及び各市町村窓口等に備え付けの「募集リーフレット」のほか、はがき、ファックス、インターネットにより、必要事項を記入の上、応募する。

募集期間 平成19年4月16日(月)～6月29日(金)(当日消印有効)

問い合わせ先

■鹿児島県総務部広報課県民の声係 電話 099-286-2093 FAX 099-286-2119
Eメール monitar@po.pref.kagoshima.jp

国家公務員採用中途採用者選考試験 (再チャレンジ試験) 日程等

人事院及び各府省では、30歳代の人を対象とした国家公務員中途採用者選考試験（再チャレンジ試験）を実施します。

【受験資格】 昭和42.4.2～昭和53.4.1生まれの者

【受付予定期間】 6月26日(火)～7月3日(火)

【選考過程】 9月9日(日) (第1ステージ)

◎受験案内等の請求方法

返信用封筒（角形2号、120円分の切手貼付、あて先明記）を同封した封筒に、「再チャレンジ試験」と朱書きし、下記問い合わせ先へ送付してください。

※5月中旬配布予定

◎問い合わせ先

人事院九州事務局第二課試験係

〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-11-1

☎ 092-431-7733

FAX 092-475-0565

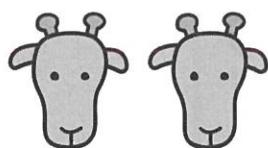
URL <http://www.jinji.go.jp/>

◆◆◆◆◆ 「ヤギの適正な管理を!!」 ◆◆◆◆◆

瀬戸内町曾津高崎灯台周辺においては野生化したヤギが増加し、植物を食害することにより土砂が流失し灯台施設の一部が崩落しています。

奄美では、ヤギを食する文化があり、島民はこれまで大事に飼ってきました。ところが、一部の区域でヤギが山林に放置されており、今後、農林産物への被害や自然生態系への影響が懸念されています。

つきましてはヤギを放置している場合は早急に回収し、首輪を付けるか柵等で囲み適正に管理して頂くとともに、再放置しないよう、お願いします。



瀬戸内町役場農林課

☎ 0997-72-1111

**「広報せとうち」に
有料で広告を掲載で
きます**

本町では、一般営業広告を有料で掲載することが出来るようになりますので、お知らせします。事業者の皆様、ご利用下さい。

| 広告の名称 | 規 格 | 掲載回数 | 広告掲載料 |
|------------------|------------|------|---------|
| 広告1サイズ (モノクロ) | 縦5cm×横8cm | 1回 | 5,000円 |
| 広告2サイズ (モノクロ) | 縦5cm×横17cm | 1回 | 10,000円 |

※詳しくは、役場企画課までご連絡下さい。 ☎0997-72-1112(直通)

人権擁護委員制度を ご存じですか

6月1日は、人権擁護委員

法が施行された日です。

昭和23年に、人権擁護委員制度が設けられ、翌24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。これにより国民の基本的人権を擁護し見守る、いわば民間人による人権擁護機関が誕生しました。これが、我が国における人権擁護委員制度の始まりです。

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日に「全国一斉特設人権相談」を実施

することとしていますが、鹿児島県人権擁護委員連合会においても、県内の各市町村で特設人権相談所を開設いたしました。

■全国一斉特設人権相談

平成19年6月1日

開設場所 せとうち物産館

時間 午前10時～午後3時

☆瀬戸内町の人権擁護委員

・大村 靖夫

・稲 廣洲

※相談は無料で、秘密は守られます。お気軽に御相談ください。



古仁屋ストグレが A級初優勝

（卒業記念小学生）

3月18日、第16回瀬戸内ラ

イオンズクラブ旗卒業記念小学生バレー大会が清水運動公園総合体育館を主会場とする6会場で開催され、古仁屋ストグレが一昨年から無敗の10大会連続優勝し、有終の美を飾りました。



本町からは、古仁屋ストグレや古仁屋A・B・C、阿木名A・Bチームが各級（A・B）に分かれ参加しました。

過去の大会において、B級

本大会は、奄美群島内のバレーボールスポーツ少年団のA級初優勝の栄冠を手にしました。また、B級では古仁屋Bが準優勝しました。

優勝はあるもののA級では無く、今回みごと念願の地元でのA級初優勝の栄冠を手にしました。また、B級では古仁屋Bが準優勝しました。

町内クリーン作戦

（古高生の市街地美化活動）

3月20日、古仁屋高校（平修治校長、生徒数1・2年の139名）が参加して生徒会美化活動・町内クリーン作戦が実施されました。



的な奉仕活動を兼ねて行わかれています。

今回は、市街地の道路沿いなどに散乱している空き缶・ペットボトルやゴミを約一時間にわたって収集して、町をきれいにしました。

また、校内に戻った生徒達からは「タバコのポイ捨てが多いのに驚きました」と感想がありました。

長から贈られました。

この交付は、昨年8月3日町内にある6ヶ所の旧奉安殿（古仁屋小学校他5校）が国の有形文化財として登録されたものです。

登録有形文化財

プレートの交付式

3月20日、登録有形文化財プレートの交付式が町役場教育委員会に於いて行われ、県教育庁文化財課 中尾 理課

有形文化財の登録とは、建築されてから50年経過した建造物で、その文化財としての価値が認められているものを大切に残していくこうというものです。また、登録されると価値を広く紹介され、それを証明する青銅製のプレートがもらえるというものです。



対する、人材育成奨学生認定証の交付式が、中央公民館で行われました。



山下収入役お疲れさまでした

3月30日、山下 福也収入役の退任式が行われました。

山下収入役は、昭和44年（1969年）町役場に採用されて以来、これまで38年余りの間、町政発展のために尽力してこられました。その間、建設課長、総務課長などを歴任し、収入役として2期目の任期なかばでの退職となりました。



4月6日、町内の各小・中学校で平成19年度の入学式が行われ、116人（男子62人、女子54人）の小学生と107名（男子51名、女子56名）の中学生が新たに仲間入りしました。

期待と不安を胸に

町立小中学校入学式



古仁屋小学校入学式では「あいさつのできる子」「自分のことは自分でできる子」になることを校長先生と約束し、希望に胸ふくらませ新生生活をスタートしました。



認定書の交付式

「古仁屋高等学校人材育成奨学生」
3月22日、古仁屋高校生に

この制度は、本町の名譽市民である「故瀬田良一氏」の遺財により、平成16年度に制定された「瀬田内町名譽町民『瀬田良一』教育振興人材育成基金条例」の規定により実施しているものです。今回も新1年生10名・2年生10名・3年生10名の計30名に人材育成奨学生が認定されました。

役場4階での退任式のあと、たくさんの職員に見送られて、長年通い慣れた職場をあとにした山下福也収入役、長い間本当に疲れさまでした。

そして、ありがとうございました。

| | | | | | | |
|-------|-------|----|------|-----|-------|-----|
| 畠山 静 | 永井 武下 | 氏名 | 渡邊 元 | 保 元 | 與倉 大志 | 名前 |
| 二二 久江 | 八重 | | 政乃 | 大丈 | 奈穂 | |
| 82 68 | 94 95 | 年齢 | | | | |
| 与諸花 | 古仁屋 | 本籍 | 阿木名 | 渡連 | 阿木名 | 古仁屋 |
| 路數富 | 古仁屋 | 本籍 | 阿木名 | 古仁屋 | 古仁屋 | 古仁屋 |

お悔やみ
申し上げます



| | | |
|------|-----|-------|
| 祝 倉石 | 祝 祝 | 益山 泰 |
| ひかり | きらら | 悠也 呼子 |
| 輝 | 憲大 | 子 |
| 武 | 秀 | 秀 |
| 則 | 秀 | 貴 |
| 行 | 章 | 文 |

保護者



お誕生
おめでとう



表紙写真
「古仁屋小学校入学式」後
の記念写真撮影です。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 稲江 德永 平 | (氏名) | 広報紙郵送料 |
| 一泰 勝也 重久 | | |
| 五千円 千葉県 | 五千円 大阪市 | (住所) |

| | | | | |
|----|------------|--------|-------|----------|
| 合計 | 金120,000円也 | (遺族) | (故人) | (住所) |
| | | 武田 豊 | 英司 | 泰山 |
| | | 宮山 龜山 | 頬貴 正二 | 池田 金則 |
| | | 永井 吉央 | 義満 | 山畑 文 |
| | | 宮山 清和 | 茂 | 利信 |
| | | 永井 卓郎 | 八重 | 84 80 88 |
| | | 宮山 フサ | 春花 | 阿室釜 阿勝 |
| | | 永井 西古見 | 天日 | 鉄 浦 |
| | | 永井 春日 | | |
| | | 宮山 久根津 | | |
| | | 永井 春日 | | |
| | | 宮山 天日 | | |

香典返し（社協へ）

三月分

「戸籍の窓」



「お誕生・ご結婚・
お悔やみ」は3月に
届けられた分です。
(希望された方のみ
を掲載しています。)
(敬称略)

2007奄美シーカヤックマラソン in 加計呂麻大会 参加選手募集

★とき 平成19年6月24日(日)
★ところ 鹿児島県瀬戸内町 大島海峡一帯



【要項】

★参加資格

- ・健康な男女でセルフレスキューができる人



★種目

- ・マラソンレース
- ・ハーフレース
- ・駅伝レース

★参加費：1人 10,000円

(但し、中学・高校生 1人5,000円)

★申込方法：事務局へ大会申込書を請求

(インターネットメールでの参加申込も可)

★締切日：平成19年5月14日(月)

※締切後の受付は致しません。

【問い合わせ】

大会事務局(瀬戸内町商水観光課内)

☎0997-72-1111(内線120)

※大会要項・申込書等は電話にて請求してください

☆大会当日のボランティアを募集していますので、お気軽にお問い合わせ下さい。